

令和3年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和3年1月28日瑞穂町教育委員会第1回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君

・教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和3年度主要施策（案）について

日程第4 報告事項1 臨時代理の報告について（令和3年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について）

開会 午前9時

鳥海教育長 だいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和3年度主要施策(案)について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和3年度主要施策を策定する必要があるため、協議させていただくものです。それでは説明させていただきます。協議事項1と表示されている用紙を1枚おめくりください。これは瑞穂町教育委員会の教育目標、基本方針及び令和3年度の主要施策をまとめた「案」の表紙です。表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」という表題の資料になりますが、令和3年度の教育目標、基本方針、並びに主要施策を記した資料です。右上に「新旧対照版」と表示されていますが、令和3年度の教育目標、基本方針などに関し、令和2年度と異なる内容がわかるように作成したものです。この「新旧対照版」を使い、内容について説明させていただきます。1ページには、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」と表記されていますが、町の将来都市

像、めざす教育、基本方針を示しています。将来都市像については、令和2年度までは町の第4次長期総合計画から引用していましたが、令和3年度から第5次長期総合計画期間となるため、これに合わせ将来都市像も変更しています。2ページをご覧ください。1として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。2ページ下から3ページにかけては、第5次長期総合計画の将来都市像に記載を変更しています。3ページをご覧ください。2として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1から基本方針4までの4つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。なお、教育目標、基本方針は令和2年度と内容に変更はありません。4ページをお開きください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和3年度主要施策案です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和3年度の主要施策は、先程3ページでお示した4つの基本方針により区分し、表記しました。それでは、基本方針ごとの主要施策について、説明します。令和3年度の主要施策は、令和元年度に策定した「第2次瑞穂町教育基本計画」の計画の体系に基づき作成しています。第2次基本計画では、計画の体系が4つのフェーズ（階層）に分けられています。フェーズ1、瑞穂町教育委員会の教育目標、フェーズ2、教育目標を達成するための4つの基本方針、フェーズ3、基本方針を実現するための方向性、フェーズ4、この方向性を実現する主要な施策・事業です。基本的には、フェーズ3「基本方針を実現するための方向性」を踏まえ、フェーズ4「この方向性を実現するための主要な施策・事業」を、主要施策に落とし込み、作成しています。（なお、「第2次教育基本計画」は学校教育に主眼をおいた内容であり、計画中基本方針4「生涯学習の推進と施設・環境の整備」に社会教育・図書館の位置づけはありますが、フェーズ3基本方針を実現するための方向性とフェーズ4方向性を実現する主要な施策・事業にあたる内容の記載はないため、別途、社会教育・図書館について作成しています。）新旧対照版では、黒字の令和2年度の施策に対して、赤字で令和3年度の内容の施策を対比して記載しましたが、令和3年度については、若干の修正にとどまっています。また、施策末尾の「二重かっこ」内は、事業を所管する部署を表しています。それでは、施策の内容について説明します。基本方針1、「人権尊重と社会貢献の精神の育成」に関する施策ですが、「基本方針実現のための方向性」として、2項目を記載しました。主要施策については、1-1-(1)から1-2-(4)

までの10の施策となります。施策の左側に表記された数字は、「人権教育の推進」では、始まりの1が教育基本計画での基本方針（フェーズ2）の番号、ハイフン1は「基本方針実現のための方向性」（フェーズ3）に対する番号と、かっこ番号が主要な施策・事業（フェーズ4）から令和3年度に展開する施策・事業を抜き出して掲載しています。次に、4ページから5ページをご覧ください。基本方針2、「確かな学力の育成と個性や創造力の伸長」に関する施策ですが、「基本方針実現のための方向性」として、3項目を記載しました。主要施策については、2-1-(1)から2-3-(3)までの9の施策となります。続きまして、基本方針3、「安全な学校と信頼される教育の確立」に関する施策です。「基本方針実現のための方向性」として、5項目を記載しました。主要施策については、3-1-(1)から3-5-(2)までの14施策となります。次に、基本方針4、「生涯学習の推進と施設・環境の設備」に関する施策です。「基本方針実現のための方向性」として、2項目を記載しました。主要施策は4-1-(1)から4-2-(6)までの11の施策となります。以上、説明した各項目を令和3年度の主要施策として、順番等を整理し、まとめたものが添付資料の後ろの「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」以降の3枚になります。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長
滝澤委員

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。教育目標の将来都市像ですが、年々新鮮味を出したり、注目を浴びるために都市の名前に平仮名を使うようになってきました。例えば、あきる野市を平仮名にするなど、どんどんエスカレートしている傾向があり、この将来都市像をみると、今回、既に決まってしまったので仕方がないですが、全部平仮名になっており、「そうぞう（創造）」でもいろいろな意味での「そうぞう」がありますので、重要なところは漢字にしてほしいなという願いを持っています。個人的な感想かもしれませんが。

村上委員

私も同様で、この全部平仮名というのに違和感を感じました。ここのところは、町のほうで決めている部分なので、教育委員会の中で話し合って決定できるものではない、ということは理解しています。ただ、できるならば、そういう意見が出たということで、伝えていただけたらと思いました。

関谷委員

今のことですけれども、第5次長期総合計画の審議会で立ち合ったものとして、確かに平仮名ばかりで違

和感を感じると思うのですが、少なくとも「そうぞう」という言葉では相当な議論がありまして、今滝澤委員からありましたように、思い浮かべる「想像」と、何かを創り出す「創造」を掛けているということです。その元となるのが、私達に関係するとすれば、小中学生議会です。今回は中止になってしまいましたが。ここでは子供達の瑞穂町に対する希望というものを会の中でビデオで再現し、そういう子供達の声拾ってあげる。あるいは青少年の主張、意見を発表会の中で、他の区市からこの町の都立高校に通っている子供達が瑞穂町をどう思っているか、どうなったらいいかという、そういう声もまた資料として拾い、そんな中からこの、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」というフレーズを議論した中で作り上げていき、こんな形になっています。平仮名オールという事については、確かに違和感があるかもしれないですけども、思いとしてはそんなところが背景にありました。

滝澤委員

漢字と平仮名をミックスしたところに強弱があり、迫力が出てくると思うのですが。全部漢字だったり、全部平仮名だったりすると、どこが言いたいのか、というようなところがあるので。検討してもらえればと。今回はできてしまっているの、仕方がないですけども。そのような感想です。平仮名と漢字を上手に使うのが、日本語の良さではないかなと思いますので。

教育部長

今の皆様のご意見につきましては、担当の企画課の方にお伝えいたします。そういった中で、新しい長期総合計画については、誰もが手に取ってもらいたいというのが、町長のお考えであって、小さい子供さんにも分かり易いということで、平仮名になったと聞いています。が、確かに平仮名だけでは分かりづらい、というご意見があるのは、ごもっともだと思いますので、これにつきましては、改めて企画課の方にこういうご意見が教育委員会からありましたと、お伝えしたいと思います。

鳥海教育長

漢字にはやはり一字一字、意味がありますからね。先程、関谷委員が、「そうぞう」の意味の2つを掛けている、というお話しもありましたけれども、「まち」というのもやはり同じで、瑞穂町で使っている「町」と街（がい）の「街」と、どちらも一字で「まち」ですけども、漢字を使ってしまうと、意味合いが違ってきますよね、行政単位での「町」でもあるし、街（がい）と書く方は、まちづくりの「街」。でも音（おん）は同じです。漢字を使わずに平仮名を使うというような、しかもそういう風潮があり、ではそれを詳し

く両方とも利用して「町街」といったような漢字を二つ並べるという、そんな酷い事はせずに、このような平仮名になったりする。そういう思いもあっての、今回のこととなっていると思います。

村上委員

掛けるということで、ぼやけるという印象が、否めないなと個人的に思いました。

鳥海教育長

確かにその通りだと思うのですが、これは教育委員会でございますので主に学校教育について、審議していきたいと思います。子供の国語を含めた教育の中で、こういう全て平仮名で表記すること、それから漢字を使うことの意味などを、教育現場の方でも分かって使ってもらおうというのが、望ましいのではないかなと思うのですが、小熊課長いかがでしょうか。

教育指導課長

いろいろな思いを込めるという意味では、平仮名の流用性というのは想像を掻き立てるので、よろしいという部分と、今までの委員のご指摘のとおり曖昧になってしまうという、両方の考え方があると思いますけれども、そこは、しっかりと補って伝えていきたいと思っています。「みらいに ずっと ほこれるまち」「そうぞう」の部分につきましては、ふるさと大学「みずほ学」でもしっかりと推進していきたいところでございます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

ないようですので、協議を終結いたします。それではお諮りいたします。協議事項1については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

ご異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認されました。

鳥海教育長

日程第4、報告事項1、臨時代理の報告について（令和3年度使用中学校特別支援学級教科用図書）の採択

について)、教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告します。詳細については教育指導課長が説明します。

教育指導課長 1枚おめくりください。令和3年度使用中学校特別支援学級教科用図書について、令和2年8月教育委員会定例会において採択されましたが、英語の一般図書について東京都から令和2年12月17日付け文書により令和3年度供給不能である旨の報告がありました。具体的に申し上げますと、前回採決していただきましたオックスフォード大学のイングリッシュタイムの「スチューデントブック」というものだったのですが、それが供給不能になってしまいました。そのため、該当図書について改めて選定する必要が生じたため、下記一般図書を採択しました。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

関谷委員 供給不能の原因などが分かりましたらお願いします。

教育指導課長 オックスフォード大学の会社に問い合わせさせて頂いたのですが、実は数少ない部数であれば、供給ができるということでした。大元は文部科学省が集約しているのですが、全国レベルでの供給となると、それに耐えられないということで、結果として文部科学省は供給不能という判断にしたということです。私達は東京都の通知を頂いた以上はそれを受け、このような対応をさせていただかなければいけないということで、今回のこととなりました。

関谷委員 供給不能ということは、あまりないことですね。

教育指導課長 特別支援学級の一般図書に関しては比較的あるケース、見受けられることと思います。

鳥海教育長 私の方からも臨時代理の決裁をする際に、関谷委員がご質問されたように理由を聞きました。そして出版社の方まで問い合わせをしてもらい、今の回答が来たんですけれども、全てをすっきりと納得した訳ではありませんが、国からの通知で供給できない、ということになっておりますので、これを外しての選定を再度協議しなくてはならない、ということでございます。

なにかご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和3年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前 9時 25分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員